三田市への企業版ふるさと納税のご案内

「ひと」×「まち」×「さと」が織りなす未来都市 三田

いつまでも住みたい・住み続けられる三田へ

選ばれるまち

活力があふれるまち

子どもを産み、
育てやすいまち

「ひと」「まち」「さと」を活かしたまちづくり

住み続けたいまち

皆様からの寄附金は、三田市の事業に活用させていただきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SANDA CITY 三田市

三田市ホームページはこちら

三田市企業版ふるさと納税のご案内

概要

国が認定した地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対し、企業の皆様が寄附を行われた場合に、税額控除の優遇措置（「地方創生応援税制」）が受けられます。三田市では、この制度を活用し、地方創生の取り組みを応援していただける企業の皆様を募集しています。

寄附にかかる企業様の負担が軽減されます（寄附額の約9割が軽減！）

企業版ふるさと納税は、寄附額の6割を法人関係税から控除する仕組みです。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて最大で寄附額の約9割が軽減され、企業様の実質的な負担は約1割まで圧縮されます。※適用される税制については、個々の企業様によって異なる場合がありますので、税務署等にご確認下さい。

【税制措置のイメージ】

最大 9 割軽減！

寄附額

約 3 割	約 6 割	約 1 割
国税＋地方税	法人住民税＋法人税／法人事業税	
損金算入による軽減効果	税額控除	企業様負担

寄附いただいた企業様を広く周知させていただきます

寄附いただいた企業様のお名前等を市ホームページ等で公表させていただくことにより、企業PRや社会貢献等のイメージアップにお役立ていただけます。（※公表・非公表はお選びいただけます。）

手続きの流れ

寄附の申し出	納入通知書の発行	寄附額のお振込み	受領書の送付	税の申告
企業様	三田市	企業様	三田市	企業様

留意事項

●1回当たり 10 万円以上の寄附が対象となります。
●寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
●本社が三田市内に所在する企業様は、本制度の対象外となります。

お問合せ先
三田市 総合政策部 公民連携推進課
TEL:079-559-5041 FAX:079-563-1366
E-mail:komin@city.sanda.lg.jp